

# ○日本学術会議会則

〔平成十七年十月二十四日〕  
日本学術会議規則第三号

改正 平成一八年 二月二八日日本学術会議規則第一号  
平成一八年 五月 八日日本学術会議規則第二号  
平成二〇年 五月 七日日本学術会議規則第一号  
平成二三年 七月二八日日本学術会議規則第一号  
平成二五年 十月二八日日本学術会議規則第一号

## 第十一章 若手アカデミー

(若手アカデミー)

第三十四条 学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する若手アカデミーを置く。

2 若手アカデミーに関し必要な事項は、幹事会が定める。

附 則 (平成二五年十月二八日日本学術会議規則第一号)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

### 別表 (第二条関係)

種類	表出主体	定義
要望	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が政府及び関係機関等実現を望む意思表示をすること。
声明	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが実現を望む意見等を発表すること。
報告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること。
回答	学術会議	関係機関からの審議依頼(法第四条の諮問を除く。)事項に対し、学術会議が回答すること。